

福井市一般業務競争入札参加資格審査申請要領

令和7年度に、福井市で行われる一般業務の委託に係る競争入札等（一般競争入札、指名競争入札及び随意契約）の参加資格の申請をする者は、次により書類を提出してください。

1 対象者

- ア 市内業者 登記事項証明書上の本店（個人の場合は、営業の拠点をいう。以下同じ。）が、福井市内にある者をいう。
- イ 準市内業者 福井市内に契約の締結等の権限を委任された支店等があり、法人にあっては、福井市に法人市民税の事業所開設届を提出している者をいう。ただし、委任された支店等と他の支店等との重複登録及び委任された支店等の代表者と他の支店等（本店を含む。）の代表者との重複（兼任）は認めない。

※新規：福井市一般業務競争入札参加資格者名簿に登録されたことがない場合

※更新：福井市一般業務競争入札参加資格者名簿に現在登録されている又は以前登録されていて有効期限が切れた場合

2 申請者が有すべき本店又は支店等（以下この項及び8[16]において「営業所」という。）の要件

申請者が有すべき営業所の要件は、市内業者にあっては登記事項証明書上の本店が、準市内業者にあっては契約の締結等の権限を委任された支店等が、次に掲げる要件を全て満たしていることとします。資格の認定後に、要件を満たさないことが明らかとなった場合は、資格を取り消すことがあります。

- （1）事務等を執り行える事務用什器及び事務用機器が具備されていること。
- （2）営業所の所在を明らかにする看板又はこれに類するものが当該営業所又はその周辺に掲げられており、屋外において容易に視認できる場所に表示され、当該営業所として識別できること。
- （3）兼用住宅である場合は、事務所と居住部分が明確に区分されていること。
- （4）単に社員その他の者の宿舍・住宅等ではなく、営業所であることが容易に識別できること。
- （5）営業所において営業活動を行い得る人的配置がなされ、かつ、契約締結権者が専任で常勤していること。

3 申請要件

次の各号のいずれかに該当する者は一般業務競争入札参加資格審査申請書を提出できません。なお、一般業務競争入札参加資格審査申請書及びその添付書類に虚偽の事実を記載した者又は資格の認定後に次の各号のいずれかに該当することとなった者については、当該者に係る資格を取り消すことがあります。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者【契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者】
- （2）福井市暴力団排除条例（平成23年福井市条例第22号）第2条第1号及び第2号に規定するもの並びにこれらのものと密接な関係を有する者【暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者】
- （3）福井市長の政治倫理に関する条例（平成17年福井市条例第21号）第21条及び福井市長の政治倫理に関する条例施行規則（平成17年福井市規則第83号）第23条の規定に該当する者【（1）市長、その配偶者若しくは市長の2親等以内の親族が役員をしている法人であって営利を目的とする企業（市の出資法人を除く。）、（2）市長が資本金、基本金その他これらに準ずるものの3分の1以上を出資している法人であって営利を目的とする企業（市の出資法人を除く。）、（3）市長が顧問料等名目を問わず報酬を受領している法人であって営利を目的とする企業（市の出資法人を除く。）、（4）市長がその経営方針に関与している法人であって営利を目的とする企業（市の出資法人を除く。）】
- （4）福井市議会議員政治倫理条例（平成14年福井市条例第21号）第4条の規定に該当する者【（1）議員、その配偶者、議員の2親等以内の親族若しくは議員の同居の親族が役員をしている企業等、（2）議員が資本金その他これに準ずるものの3分の1以上を出資している企業等、（3）議員がその経営方針に関与している企業等、（4）議員が顧問料等その名目を問わず報酬を受領している企業等】
- （5）納期限の到来している税を完納していない者
- （6）当該業務に必要な許可、認可等を受けていない者

4 資格の有効期間等

- ア 登録日 …申請書受理日の翌週の月曜日（当該日が休日の場合は、その翌日）の午後4時
イ 有効期限…提出された決算書における決算日の翌日から1年7か月後まで
※有効期限等について個別の通知は行っていません。

本市では、「福井県電子入札システム」の共同運用による一般業務の電子入札を実施しています（原則、紙での入札は認めておりません。）。

新たに資格者名簿に登録された方には、資格認定後、本市の電子入札の利用者登録に必要なID・パスワードをお送りしますので、入札参加を希望される方は、ICカード（福井市競争入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得したもの）等、「福井県電子入札システム」を利用するために必要なものをご準備の上、利用者登録を行ってください（既にID・パスワードをお送りした方を除きます。）。

詳細はこちら 福井県HP <http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kanri/kizai.html>

※ただし、「福井県」を「福井市」に読み替えて参照してください。

※今後は毎年更新手続きが必要となります。

（上記イの決算書の決算日によっては、今年度中に更新手続きが必要となる場合があります。）

5 申請期間

資格の有効期限の4か月前から随時受付（ただし、福井市の休日を定める条例（平成元年福井市条例第48号）第1条第1項に規定する休日を除く。）

6 申請方法

電子申請とする。

※インターネット環境がない等の理由で電子申請が難しい場合のみ、書類による申請が可能となる場合があります。

<申請先> 電子申請・施設予約システム「ふくe-ねっと」(<https://shinsei.e-fukui.lg.jp>)

※電子証明書やソフトのインストールは必要ありません。

※受領確認、審査完了の連絡等は電子メールとなります。必ずご確認ください。

ふくe-ねっとの操作方法に関すること

ヘルプデスク TEL : (0120) 470-570 9~17時（土日祝日年末年始除く。）

7 提出書類

次のとおり書類を提出してください。

電子申請：「業者カード」は必ずエクセル形式（拡張子は「.xlsx」）のまま添付してください。

「業者カード」以外の書類は、ファイル名に次の表の「番号及び書類名」を明記して、ZIPファイルにまとめて添付してください。

※1ファイルあたりのデータ容量は10MBまで、添付ファイル全体で20MBまで添付できます。

【表の記号の定義】

◎…必ず提出を要する書類、△…該当する場合のみ提出を要する書類

番号	提出書類	電子申請
1	チェックリスト	
2	業者カード	◎
3	営業実績書（様式第3号）	◎
4	使用印鑑届	◎
5	資本的関係又は人的関係に関する申告書	◎

6	<法人>登記事項証明書 <個人>身分(身元)証明書	◎
7	決算書又は財務諸表	◎
8	納税証明書(国税)	◎
	納税証明書(福井市税)	◎
9	許可又は登録証明書等	△
10	営業用機械器具調(様式第4号)	△
11	債権者登録申出書	△
12	組員名簿等	△
※	インターネット環境がない等の理由で電子申請が難しい場合、下記の書類が追加で必要になります。 【13】受領書・チェックリスト 【14】一般業務競争入札参加資格審査申請書 【15】業者カード ※紙での申請の場合はこちらを使用ください。 【16】営業所に関する確認調書 【17】インターネット環境に関する申出書	

8 各提出書類の留意事項

【1】チェックリスト

- ・提出書類チェック用としてご利用ください。(提出は不要です。)

【2】業者カード

- ・「業者カード記載要領」及び「業者カード<入力例>」を参照の上、記入してください。
- ・登録する営業所欄について、法人の場合は、登記事項証明書のとおり記入してください。
※営業の拠点の所在地が、登記事項証明書上の本店の所在地と異なる場合は、営業の拠点の所在地が確認できるもの(例:電話料・公共料金等の請求書等のコピー)を提出してください。
- 個人の場合は、営業の拠点の所在地を記入してください。
※営業の拠点の所在地が、住民票の住所と異なる場合は、営業の拠点の所在地が確認できるもの(例:電話料・公共料金等の請求書等のコピー)を提出してください。
- ・入札参加を希望する業種については、「業種コード表(一般業務)」を参照し、記入してください。
- ・ISO規格認証取得が有の場合は、その証明書の写しを添付してください。
- ・許認可等の名称を記入した場合は、その証明書の写しを添付してください(複数名が取得している同じ種類の資格者証の写し等については、1名分のみで結構です。)
「業種コード表(一般業務)」の許認可等の証明書の提出区分が<必須>となっている業種を希望する場合は、その証明書等の写しを必ず提出してください。

【3】営業実績書(様式第3号)

- ・希望業種での過去2年間程度の主な業務実績を記入してください。主に官公庁との契約実績を記入し、官公庁との実績が無い場合は、官公庁以外の実績を記入してください。

【4】使用印鑑届

- ・入札、契約等における使用印鑑(委任される場合は受任者印)を押印してください。
- ・法人の場合は、次の①②いずれかの印鑑を使用してください。
 - ①会社名(委任される場合は支店名等)及び役職名(受任者役職名)が表示されていること。
 - ②会社名(委任される場合は支店名等)及び代表者氏名(受任者氏名)が表示されていること。
※氏名は姓のみの表示でも可
- ・個人の場合は、代表者氏名(姓のみでも可)が表示されている印鑑を使用してください。

【5】資金的関係又は人的関係に関する申告書

- ・指定様式に本店の所在地、商号及び代表者職氏名を記入してください。
- ・資金的関係又は人的関係のある者について申告してください。申告の対象は、申告時点の福井市一

般業務競争入札参加資格者名簿に登録されている者に限ります。

※入札参加資格者名簿は、福井市ホームページ内「入札の広場」から確認できます。

〔6〕登記事項証明書（法人）／身分（身元）証明書（個人）

- ・申請書受理日以前3か月以内に発行されたもの（コピー可）を提出してください。

法人：法務局が発行する現在事項全部証明書（履歴事項全部証明書でも可）

個人：本籍地の市町村長が発行する身分（身元）証明書

〔7〕決算書又は財務諸表

法人：直前1営業年度に係る貸借対照表、損益計算書を提出してください。（コピー可）

個人：最新の確定申告書又は青色申告決算書の写しを提出してください。（コピー可）

〔8〕納税証明書

<国税>

- ・申請書受理日以前3か月以内に各税務署で発行されたもの（コピー可）を提出してください。

- ・国税通則法施行規則別紙第9号書式の納税証明書（電子納税証明書可）を提出してください。

法人：「法人税」及び「消費税等」についての未納の税額がないことの証明「その3の3」又は「その3（法人税及び消費税及地方消費税の記載のあるもの）」

個人：「所得税」及び「消費税等」についての未納の税額がないことの証明（その3の2）

<福井市税>

- ・申請書受理日以前3か月以内に発行されたもの（コピー可）を提出してください。

※納付時期等の関係で、既に納付済みの税額が証明書の「納期到来の未納額」に記載されている場合には、該当金額の納付が確認できる書類（領収書、通帳のコピー等）を併せてご提出ください。

法人：直近2年分（令和7年度分及び令和6年度分）の納税証明書（課税されている全税目で法人市民税の記載のあるもの）

※決算期の都合上、令和7年度分の証明書では法人市民税の納付状況が確認できない場合は、令和6年度分及び令和5年度分の証明書を提出してください。

※現在登録中又は有効期限が切れて1か月未満の方は1年分でも構いません。

※事業年度の途中で福井市内に営業所等を開設し決算期の関係で法人市民税の申告納付をしていない場合は、法人等の設立（設置）申告書の写しを提出してください。

個人：直近2年分（令和7年度分及び令和6年度分）の納税証明書（課税されている全税目で市・県民税の記載のあるもの）

※令和7年度分の証明書では納付状況が確認できない場合は、令和6年度分及び令和5年度分の証明書を提出してください。

※現在登録中又は有効期限が切れて1か月未満の方は1年分でも構いません。

【納税証明書発行場所】 福井市役所納税課（本館2階）、市民課（本館1階）、各連絡所及び各サービスセンター

〔9〕許可又は登録証明書等

- ・営業（事業）を行うにつき、法令の規定により官公署等の許可・認可等を必要とする場合は、当該許可・認可等を受けたことを証明する書類の写しをA4判にて提出してください。

〔10〕営業用機械器具調（様式第4号）

- ・希望業務に使用する主要な機械器具類を記入してください。
- ・添付書類として、償却資産証明書、営業用自動車の納税通知書（兼領収証書）の写しを添付してください。

〔11〕債権者登録申出書

- ・新規で申請をする方は提出が必要です。また、以前登録された振込先金融機関等（福井市からの支払い金の振込先）の登録内容に変更がある方も提出してください（変更がない場合は提出不要）。

※支店等へ委任する場合は、委任先の所在地、名称及び受任者職氏名を記入してください。

〔12〕中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合の場合の添付書類

- ・組合員名簿及び組合定款を提出して下さい。

<インターネット環境がない等の場合のみ下記の書類を追加で提出ください。>

〔13〕受領書・チェックリスト

- ・申請者名を記入し、提出書類について申請者確認欄にチェックして提出ください。
- ・審査後に受付印を押印して、受領書としてお返しします。

[14] 一般業務競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

(1) 申請者

- ・必ず本店（社）の所在地、商号及び代表者の職氏名を記入してください。
- ・法人の場合は、登記事項証明書のとおり記入してください。
※営業の拠点の所在地が、登記事項証明書上の本店の所在地と異なる場合は、営業の拠点の所在地が確認できるもの（例：電話料・公共料金等の請求書等のコピー）を提出してください。
- ・個人の場合は、営業の拠点の所在地を記入してください。
※営業の拠点の所在地が、住民票の住所と異なる場合は、営業の拠点の所在地が確認できるもの（例：電話料・公共料金等の請求書等のコピー）を提出してください。

(2) 委任欄

- ・支店等へ委任する場合は、必ず委任先の所在地、名称及び受任者の職氏名を記入してください。
なお、委任期間は、「4 資格の有効期間等」と同じとします。

(3) 使用印鑑届

- ・留意事項「4」を参照ください。

[15] 業者カード

- ・留意事項「2」を参照ください。

[16] 営業所に関する確認調査

- ・市内業者にあつては登記事項証明書上の本店が、準市内業者にあつては契約の締結等の権限を委任された支店等が2に掲げる要件を全て満たしていることを指定様式により申告してください（各項目にレ点を記入）。
- ・本店（社）の所在地、商号、及び代表者職氏名を記入してください。

[17] インターネット環境に関する申出書

- ・インターネット環境がない等の理由で電子申請が難しい場合は、提出してください。

<紙での申請の場合の提出先>

〒910-8511 福井県福井市大手3丁目10番1号 福井市財政部契約課 物品契約係

※郵送で提出される方は、受領書の送付等のため、返信用封筒（送付先を記入し、切手を貼付けたもの）1枚を必ず同封してください。なお、送料不足が生じた場合は申請者負担としますのでご了承ください。

9 申請事項に変更が生じた場合

- ・申請後に、申請書の内容に変更が生じた場合は、入札参加資格申請書変更届にその事実を証明する書類を添えて直ちに提出してください。
- ・変更届の「申請者」欄には、本店の所在地、商号（名称）及び代表者職氏名を記入してください。「使用印鑑」欄には、使用印鑑を押印してください。

※必要書類は、福井市役所ホームページ内「入札の広場」→ 一般業務「入札情報」→ 「登録内容の変更」からご確認ください。

<http://www.city.fukui.lg.jp/nyusatsu/keiyaku/kyoutu/henkou/h-youryou.docx>

※変更届の提出に、令和6年4月より電子申請が利用できるようになりました。

電子申請・施設予約システム「ふくe-ねっと」 (<https://shinsei.e-fukui.lg.jp>)

10 資格者名簿の公表

福井市ホームページ内「入札の広場」の「入札参加資格者名簿」で公表を行っています。

【公表事項】所在区分、商号又は名称、代表者、有効期限、登録業種

11 問い合わせ先

<申請内容に関すること>

〒910-8511 福井市大手3丁目10番1号 福井市 財政部 契約課 物品契約係

TEL：0776-20-5277 FAX：0776-20-5734 E-mail：keiyaku@city.fukui.lg.jp

ホームページ「入札の広場」アドレス：<http://www.city.fukui.lg.jp/nyusatsu/index.html>

<ふくe-ねっとの操作方法に関すること>

ヘルプデスク【TEL】0120-470-570 9時～17時（土日祝日年末年始を除く。）